

平成18年6月12日

株 主 各 位

広島市東区光町二丁目6番31号

株式会社ビーアールホールディングス

代表取締役社長 藤 田 公 康

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 広島市東区光町一丁目15番
広島ガーデンパレス 2階「錦の間」
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第4期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書
ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第4期連結計算書類監
査結果報告の件
 3. 定款授權に基く取締役会決議による自己株式買受け
の件
決議事項
第1号議案 第4期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参
考書類」（31頁から42頁で）に記載のとおりであり
ます。
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

I. 営業の概況

1. 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、年度前半は景気の「踊り場局面」が続きましたが、年度後半には徐々に回復傾向がはっきりしてきました。減少した中国向け輸出が、再び拡大基調を取り戻したほか、生産活動もIT（情報技術）分野の在庫調整が終了し、好調な設備投資と底堅い個人消費とが噛み合い景気回復の持続力は増加に向かい、株価も回復するなど景気に明るさが増してきました。

主たる事業である建設業界におきましては、地方自治体の財政難による公共事業の縮小、入札価格の低価格化など、建設業者を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

このような情勢の中で、当社グループは総力を結集し努力してまいりました。その結果、平成17年7月29日に興和コンクリート(株)の全株式を取得し、同社を連結子会社としたことにより、当連結会計年度の売上高は201億20百万円（前連結会計年度比43.5%増）となりましたが、同社神戸工場閉鎖に伴う工場稼働率の低下および原油価格の高騰に伴う材料単価の上昇等により、営業損失は、6億61百万円（前連結会計年度 営業利益75百万円）、経常損失は5億52百万円（前連結会計年度 経常利益79百万円）となりました。また、神戸工場閉鎖等による減損損失3億65百万円を計上したことにより、当期純損失は9億20百万円（前連結会計年度 当期純損失61百万円）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【建設事業】

建設事業におきましては、公共事業の引き続きの縮小に加え、入札制度改革の実施等により受注競争がますます激化してまいりましたが、興和コンクリート(株)のグループ化により、当連結会計年度の売上高は173億36百万円（前連結会計年度比31.4%増）となりました。

【製品販売事業】

製品販売事業におきましても、興和コンクリート(株)のグループ化により、鉄道のPCマクラギ製品が増加し、当連結会計年度の売上高は24億23百万円（前連結会計年度比468.8%増）となりました。

【情報システム事業】

情報システム事業におきましては、既存取引先に対する営業強化、新規受託案件への取り組み等に努めてまいりましたが、当連結会計年度の売上高は2億93百万円（前連結会計年度比11.7%減）となりました。

【不動産賃貸事業】

不動産賃貸事業におきましては、品質の向上に努め積極的な営業活動に努めるとともに、お客様の視点に立ったサービスの向上に取り組んでまいりましたが、当連結会計年度の売上高は66百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

（事業の種類別セグメントの売上高推移）

（単位：百万円）

事業の種類別 セグメントの名称	平成16年度		平成17年度		前期比増減	
		構成比		構成比		増減率
		%		%		%
建設事業	13,191	94.1	17,336	86.2	4,145	31.4
製品販売事業	426	3.0	2,423	12.0	1,997	468.8
情報システム事業	332	2.4	293	1.5	△39	△11.7
不動産賃貸事業	67	0.5	66	0.3	△1	△1.5
合計	14,017	100.0	20,120	100.0	6,103	43.5

2. 企業集団が対処すべき課題

今後の景気予測については、底堅く堅調に推移していく見通しですが、景気動向に影響を与えるリスク要因としては、米国景気の失速、原油価格の高騰、金利の上昇が挙げられます。金融の量的緩和策が解除され、金利の上昇が景気回復に水を差すことも懸念されています。

厳しい財政難から中長期建設投資予測では、2020年に建設投資は40兆円を切るのが現実であり、その中で政府建設投資は2005年の19.3兆円から2020年には17兆円程度に15%減少するだろうと予測され、建設市場は依然楽観視できない状況が続くものと見込まれます。

当社グループの対処すべき課題として、グループの主力事業である橋梁土木工事において、公共事業の引き続きの縮小に加え、入札制度改革の実施により受注競争がますます激化し、落札価格が著しく低下しており、今後も受注高、売上高の減少が見込まれます。

また、入札談合事件の摘発および改正独占禁止法の施行により、コンプライアンスの重要性が叫ばれております。

このような状況下で、当社グループとしましてはアライアンスによる効率的運営を目的として、それぞれの会社の意識を高め、営業的連携、技術的連携、事務的連携をもって効果を創造すべく、「アライアンス協議会」を設置いたしました。

また、持株会社である当社としましては次の施策を講じてまいります。

- (1) 当社の経営理念に従い、専門分野の「人」と「技術」を有する企業と技術提携や資本提携による連携を深め、より総合的になっていく発注形式の多様化に対応していきます。
- (2) グループ全体の事業の方向付けとしましては、親会社のための垂直的なグループ経営から脱皮して、水平的なグループ経営を目指します。これからの連結経営時代に対応して親会社による人事、資金、取引関係等による影響力を緩和し、親会社の戦略によるグループ全体の事業領域のシフトや各事業環境に適合した経営スタイルの構築を行い、グループ各社のモラルアップを可能にします。
- (3) 経営倫理に配慮したコンプライアンス経営のためB r.グループ企業行動基準を制定し、企業活動において全ての法令を遵守し、当社に求められている企業倫理を十分に認識し、良識と責任を持って行動します。

3. 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度においては、コミットメントラインの設定による資金調達を行っており、期末の短期借入金残高は21億円であります。また、社債を平成17年12月に5億円、平成18年2月に5億円の計10億円発行しております。

4. 企業集団の設備投資状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、91百万円であり、主なものは次のとおりであります。なお、設備投資資金については、すべて自己資金によっております。

建設事業	大型ワーゲントラスの横移動装置	6百万円
〃	低廉化PCマクラギ型枠	5百万円
〃	50tトロリー式橋形クレーン	5百万円

5. 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (当連結会計年度)
売 上 高	22,591	18,961	14,017	20,120
経常利益又は経常 損 失 (△)	1,177	588	79	△552
当期純利益又は当 期 純 損 失 (△)	779	221	△61	△920
1株当たりの当 期純利益又は1 株当たりの当 期 純 損 失 (△)	92円38銭	25円27銭	△9円13銭	△125円97銭
総 資 産	15,403	11,490	11,814	14,814
純 資 産	4,989	5,084	4,896	3,673

(注) 1. 平成16年度の当期純損失61百万円は、主たる事業である建設業界における建設投資額の減少に伴う、受注の減少および工事単価の低下によるものであります。

2. 平成17年度の状況につきましては、1. **企業集団の営業の経過および成果**に記載のとおりであります。

(2) 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 第1期	平成15年度 第2期	平成16年度 第3期	平成17年度 第4期(当期)
営 業 収 益	330	563	531	462
経 常 利 益	178	266	238	113
当期純利益	173	226	212	90
1株当たりの当 期 純 利 益	19円20銭	26円54銭	26円14銭	11円73銭
総 資 産	5,915	5,930	7,217	9,013
純 資 産	4,935	4,894	4,997	4,801

II. 会社の概況

1. 企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は、当社を株式会社とする子法人等6社で構成され、橋梁を中心とするプレストレストコンクリート工事を専門分野とする建設事業を主な事業とし、製品販売事業としてコンクリート二次製品の製造販売、情報システム事業として情報処理、ソフトウェア開発等を展開しております。

2. 企業集団の主要な営業所および工場

当 社	本社	広島市東区光町二丁目6番31号
極東工業株式会社	本社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支店	東京(新宿区)、名古屋、大阪、広島、 四国(高知市)、松江(島根県)、福岡
	工場	江津(島根県)、大分
興和コンクリート 株 式 会 社	本社	東京都千代田区麴町四丁目2番6 第2泉商事ビル
	支店	東京(千代田区)、名古屋、大阪
	工場	静岡
極東テクノ株式会社	本社	広島市東区光町二丁目6番31号
	支店	福岡
キョクトウ高宮 株 式 会 社	本社	広島市東区光町二丁目6番31号
	工場	高宮(広島県)
ケイ・エヌ情報 システム株式会社	本社	広島市南区稲荷町2番16号 稲荷町第一生命ビル10F
	支店	東京(品川区)
豊工業株式会社	本社	大分県大分市大字上戸次字長川原3604 -17

(注) 興和コンクリート株式会社は、平成17年7月29日の株式取得により当社の完全子会社となりました。

3. 株式の状況

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,620,000株 |
| (3) 株主数 | 763名 |

4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
トウショウ産業株式会社	1,300,000株	15.08%	—	—
藤 田 公 康	679,750	7.88	—	—
ビーアールグループ 社 員 持 株 会	448,707	5.20	—	—
川田建設株式会社	250,000	2.90	—	—
広成建設株式会社	247,290	2.86	—	—
株式会社三菱東京 U F J 銀 行	200,000	2.32	—	—
極東工業広島支部 取 引 先 持 株 会	188,000	2.18	—	—

- (注) 1. 当社は自己株式1,382,747株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 当社は、株式会社三菱東京U F J銀行の持株会社である株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループの株式25株（出資比率0.00%）を保有しております。
3. 株式会社U F J銀行は、平成18年1月1日付で株式会社東京三菱銀行と合併し、株式会社三菱東京U F J銀行となっております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式	777,400株
取得価額の総額	257,463千円

上記のうち

取締役会決議により買い受けた株式

買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

普通株式	88,000株
取得価格の総額	36,768千円

(2) 処分した株式

普通株式	42,000株
処分価額の総額	13,714千円

(3) 決算期において保有する株式

普通株式	1,382,747株
------	------------

6. 新株予約権の状況

(1) 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成15年6月26日 定時株主総会決議
新株予約権の数	201個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	201,000株
新株予約権の発行価額	無償

7. 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減(人)
建設事業	417	121
製品販売事業	34	14
情報システム事業	43	△2
不動産賃貸事業	—	—
全社(共通)	45	△1
合計	539	132

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 不動産賃貸事業につきましては、管理を外部に委託しているため就業者はおりません。
3. 当期において、興和コンクリート株式会社(東京都千代田区)を子会社化したことに伴い、建設事業の従業員数が40.9%増加しております。

8. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
極東工業株式会社	100百万円	100%	土木建築業
興和コンクリート株式会社	100	100	土木建築業
極東テクノ株式会社	90	100	土木建築業
キョクトウ高宮株式会社	100	100	コンクリート製品製造
ケイ・エヌ情報システム株式会社	50	80	情報システム業務
豊工業株式会社	10	100	土木建築業

(2) 企業結合の経過

平成17年3月25日に締結した基本合意書に基づき、興和コンクリート(株) (東京都千代田区) の株式取得(子会社化) を平成17年7月29日に行いました。これにより、極東工業(株)との補完関係および、企業基盤の充実と競争力の強化を図ります。

また、極東テクノ(株)の100%子会社であった豊工業(株)の発行済株式の全部を、平成18年3月24日に極東テクノ(株)より譲り受けました。

なお、豊工業(株)は株式取得以前より連結対象会社でありましたので、当社の連結数値への影響はありません。

(3) 企業結合の成果

当連結会計年度の企業結合の成果につきましては、I. 営業の概況 1. 企業集団の営業の経過および成果に記載のとおりであります。

9. 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
(株)三菱東京UFJ銀行	756百万円	200千株	2.3%
(株)広島銀行	672	100	1.2
(株)三井住友銀行	336	100	1.2
(株)もみじ銀行	168	100	1.2
(株)山口銀行	168	-	0.0

(注) 上記借入は全てコミットメントライン契約に基づくものであります。

10. 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	藤 田 公 康	
取 締 役	折 田 勝 茂	運営本部長
※ 取 締 役	長 谷 部 正 和	極東工業株式会社 代表取締役社長
※ 取 締 役	佐 藤 仁	極東工業株式会社 常務取締役
取 締 役	長 寿 良 市	極東工業株式会社 取締役技術本部長
常 勤 監 査 役	山 脇 毅 雄	
監 査 役	山 岡 信 喜	極東工業株式会社 常勤監査役
監 査 役	青 砥 悟	公認会計士

- (注) 1. ※印は、平成17年6月24日開催の第3回定株主総会において、新たに選任された取締役であります。
2. 当期中の退任取締役は次のとおりであります。
代表取締役社長 澤井正壽 平成17年6月24日退任
3. 当期中の取締役の地位の変更は次のとおりであります。
取締役 藤田公康 平成17年6月24日に代表取締役社長に就任
4. 監査役青砥 悟は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下商法特例法という。)第18条第1項に定める社外監査役であります。

11. 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘要
	支給人員	支給額(千円)	支給人員	支給額(千円)	支給人員	支給額(千円)	
定款または株主総会決議に基づく報酬	3名	30,147	3名	11,520	6名	41,667	(注) 1
利益処分による役員賞与	2	2,200	1	1,250	3	3,450	
株主総会決議に基づく退職慰労金	1	13,500	—	—	1	13,500	
計	—	45,847	—	12,770	—	58,617	

- (注) 1. 取締役の報酬は、商法第269条第1項第1号に該当します。なお、株主総会決議に基づく報酬限度額(月額)は、取締役800万円(平成14年6月26日株主総会決議)、監査役400万円(平成14年6月26日株主総会決議)であります。使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含みません。
2. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)11,475千円を支給しております。
3. 取締役の期末現在の人員は5名であります。支給人数との相違は無報酬の非常勤取締役2名によるものであります。

12. 会計監査人に対する報酬等の額

①当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額	22,500千円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	19,000千円
③上記②のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	6,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

13. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実 該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,414,709	流動負債	8,966,451
現金預金	1,292,036	支払手形・工事未払金等	4,469,489
受取手形・完成工事未収金等	5,128,569	短期借入金	2,100,000
未成工事支出金	1,947,051	1年以内返済予定 の長期借入金	284,000
その他棚卸資産	693,211	未払金	156,313
繰延税金資産	13,456	未払法人税等	25,022
その他	345,177	未払消費税等	116,600
貸倒引当金	△4,794	未成工事受入金	1,562,710
		賞与引当金	20,720
		工事損失引当金	2,401
		その他	229,194
固定資産	5,400,196	固定負債	2,131,229
有形固定資産	4,443,934	社 債	1,000,000
建物・構築物	1,774,592	長期借入金	525,000
機械・運搬具・工具器具備品	747,779	繰延税金負債	26,512
土地	1,921,562	役員退職慰勞引当金	65,768
無形固定資産	66,673	連結調整勘定	429,608
ソフトウェア	43,613	その他	84,340
電話加入権	19,137	負債合計	11,097,681
その他	3,922	少数株主持分	
投資その他の資産	889,588	少数株主持分	43,982
投資有価証券	606,205	資 本 の 部	
繰延税金資産	88,932	資 本 金	800,500
その他	267,904	資本剰余金	255,146
貸倒引当金	△73,454	利益剰余金	3,029,553
		その他有価証券評価差額金	57,985
		自己株式	△469,943
		資本合計	3,673,241
資産合計	14,814,906	負債、少数株主 持分及び資本合計	14,814,906

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I. 経常損益の部	
(1) 営業損益の部	
営業収益	
売上高	20,120,095
営業費用	
売上原価	17,819,012
販売費及び一般管理費	2,962,513
営業損失	<u>661,430</u>
(2) 営業外損益の部	
営業外収益	
受取利息	1,136
受取配当金	7,742
連結調整勘定償却	165,233
受取社宅家賃等	5,873
受取ロイヤリティー収入	1,907
その他の	20,422
営業外費用	
支払利息	30,978
貸倒引当金繰入額	27,105
工事保証料	9,984
社債発行費	18,000
その他の	7,009
経常損失	<u>552,191</u>
II. 特別損益の部	
特別利益	
退職給付制度終了に伴う退職給付引当金戻入	116,779
その他の	521
特別損失	
固定資産除却損	18,331
減損損失	365,531
災害損失	6,951
その他の	2,088
税金等調整前当期純損失	<u>827,794</u>
法人税、住民税及び事業税	37,506
法人税等調整額	<u>49,959</u>
少数株主利益	87,465
当期純損失	<u>5,370</u>
	<u>920,630</u>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成の基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 6社

会社名：極東工業(株)、興和コンクリート(株)、キョクトウ高宮(株)、極東テクノ(株)、ケイ・エヌ情報システム(株)、豊工業(株)

(連結範囲の変更)

興和コンクリート(株)は、当連結会計年度において株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日は、連結計算書類作成会社と同一であります。

3. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金、製品、仕掛品

…………… 個別法による原価法

材料・貯蔵品

…………… 移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …………… 定率法

ただし、当社本館建物および平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 2～50年

機械運搬具・工

具器具・備品 2～15年

②無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②工事損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社、極東工業㈱、キョクトウ高宮㈱およびケイ・エヌ情報システム㈱は、平成17年6月開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止および同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役および監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金繰入を行っておりません。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 連結子法人等の資産および負債の評価の方法

全面時価評価法によっております。

(7) 連結調整勘定の償却に関する事項

3年間の均等償却を行っております。

(8) 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、工事完成基準によっておりますが、工期が1年以上、かつ、請負金額1億円以上の工事については、工事進行基準を適用しております。

なお、工事進行基準による当連結会計年度完成工事高は6,461,260千円であります。

(会計方針の変更)

従来、「工期が1年以上、かつ、請負金額が5億円以上の長期大型工事」に工事進行基準を採用しておりましたが、最近の受注環境等の変化により受注工事の小型化が顕著で、今後もその傾向が継続すると見込まれることから、工事施工実績を適時に経営成績に反映させることにより期間損益のより一層の適正化を図るため、当連結会計年度より「工期が1年以上、かつ、請負金額が1億円以上の工事」について工事進行基準を採用することに変更いたしました。

この変更に伴い、従来 of 基準によった場合に比べ、売上高は865,249千円多く計上され、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失は、それぞれ186,490千円少なく計上されております。

(9) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより営業損失および経常損失はそれぞれ3,016千円減少し、税引等調整前当期純損失が362,515千円増加しております。

5. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めておりました「未払金」は、金額の重要性が増加したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「その他」に含めておりました「未払金」は、94,202千円であります。

6. 連結貸借対照表にかかる注記

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,905,292千円 |
| (2) 担保に供している資産 | |
| 建物・構築物 | 1,449,810千円 |
| 機械・運搬具・工具器具備品 | 216,299千円 |
| 土地 | 1,301,562千円 |

(3) 貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため(株)三菱東京UFJ銀行等5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,500,000千円
借入実行残高	2,100,000
差引額	400,000

- (4) 建設業施行規則（昭和24年建設省令第14号）に準じて連結計算書類を作成しております。

7. 連結損益計算書にかかる注記

- (1) 1株当たりの当期純損失 125円97銭
- (2) 減損損失

場所	用途	種類
神戸工場（兵庫県神戸市）	PCおよびRC製品製造設備	建物、構築物、土地
広島県安芸高田市	賃貸用不動産	土地

当社グループは、管理会計上の区分を基準に、事業用資産について支店等の単位にグルーピングしております。

工場製品について、受注競争激化による生産量の低下ならびに受注単価の低下が今後も続くことが予想され、工場部門の合理化策の一環として、神戸工場を平成18年3月末に閉鎖しております。

以上を踏まえ、神戸工場の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（347,667千円）として特別損失に計上したものであります。減損損失の内容は土地305,652千円、建物・構築物42,014千円であります。

賃貸用不動産については、物件ごとに資産のグルーピングを行った結果、将来キャッシュ・フローによって当該資産の簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した賃貸用不動産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（17,864千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準に基づく不動産鑑定士からの評価額により評価しております。

(3) 退職給付制度終了に伴う退職給付引当金戻入

興和コンクリート(株)は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法により退職給付引当金を計上しておりましたが、当連結会計年度末に退職給付制度を確定給付型の適格退職年金制度および社内一時金制度から、確定拠出型年金制度に全部移行したため、退職給付債務の減少額と、その減少分相当額の支払等の額との差額116,779千円を特別利益に計上しております。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,960千円
役員退職慰労引当金	27,389
ゴルフ会員権評価損損金不算入	15,899
繰越欠損金	425,830
減損損失	152,551
貸倒引当金繰入限度超過額	25,742
工事損失引当金	1,004
その他	6,234
小計	656,608
評価性引当額	△540,926
繰延税金資産合計	115,683
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△39,806
繰延税金負債合計	△39,806
繰延税金資産の純額	75,876

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.5%
(調整)	

交際費等損金不算入	△3.1
住民税均等割額	△1.2
連結調整勘定償却	8.1
評価性引当額	△53.0
未実現損益に係る未認識額	0.7
その他	△2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△10.6%</u>

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,040,718	流動負債	3,087,292
現金預金	683,376	短期借入金	2,100,000
繰延税金資産	1,340	未払金	22,567
短期貸付金	2,302,330	未払費用	2,387
未収入金	48,740	未払法人税等	4,422
その他	5,436	未払消費税等	1,149
貸倒引当金	△506	預り金	950,511
		前受収益	6,253
固定資産	5,972,766	固定負債	1,124,711
有形固定資産	891,033	社債	1,000,000
建物	499,064	繰延税金負債	26,512
構築物	2,080	役員退職慰労引当金	7,860
機械装置	12,808	長期預り保証金	90,339
備品	18,342	負債合計	4,212,003
土地	358,736	資本の部	
無形固定資産	29,305	資本金	2,500,000
ソフトウェア	29,064	資本剰余金	2,263,055
電話加入権	241	資本準備金	1,862,909
投資その他の資産	5,052,427	その他資本剰余金	400,146
投資有価証券	392,566	資本準備金減少差益	400,000
関係会社株式	4,507,135	自己株式処分差益	146
関係会社長期貸付金	150,000	利益剰余金	439,297
その他	2,725	当期末処分利益	439,297
		株式等評価差額金	54,556
		自己株式	△455,428
		資本合計	4,801,481
資産合計	9,013,485	負債・資本合計	9,013,485

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 経常損益の部		
(1) 営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	90,200	
経営管理収入	228,945	
不動産賃貸収入	143,457	462,602
営業費用		
不動産賃貸原価	47,879	
販売費及び一般管理費	293,443	341,322
営業利益		121,279
(2) 営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	19,950	
受取配当金	3,154	
その他の	1,860	24,964
営業外費用		
支払利息	5,566	
社債利息	1,156	
社債発行費	18,000	
コミットメントライン費用	3,878	
その他の	4,260	32,861
経常利益		113,382
II. 特別損益の部		
特別損失		
減損損失		17,864
税引前当期純利益		95,518
法人税、住民税及び事業税	5,547	
法人税等調整額	△924	4,623
当期純利益		90,895
前期繰越利益		348,401
当期未処分利益		439,297

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式	……………	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	……………	決算期末日の市場価格等 に基づく時価法（評価差 額は全部資本直入法によ り処理し、売却原価は移 動平均法により算定して いる）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産	……………	定率法 ただし、建物（附属設 備を除く）については、 定額法を採用しておりま す。 なお、主な耐用年数は 以下のとおりでありま す。 建物 8～50年
②無形固定資産 （ソフトウェア）	……………	社内における利用可能期 間（5年）に基づく定額 法

(3) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成17年6月24日開催の第3回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止および同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役および監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当

金繰入を行っておりません。

当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税引前当期純利益が17,864千円減少しております。

3. 貸借対照表にかかる注記

(1) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	2,334,147千円
短期金銭債務	965,924千円
長期金銭債務	63,230千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 97,582千円

(3) 担保に供している資産

建物	499,064千円
土地	358,736千円

(4) 貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため(株)三菱東京UFJ銀行等5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,500,000千円
借入実行残高	2,100,000
差引額	400,000

(5) リースによる固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している固定資産として電子計算機・OA機器設備があります。

(6) 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付した場合の増加純資産額

54,556千円

4. 損益計算書にかかる注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引によるもの	営業収益	396,542千円
	販売費及び一般管理費	87,751千円
営業取引以外の取引		42,029千円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
広島県 安芸高田市	賃貸用不動産	土地

当社は、賃貸用不動産について物件ごとにグルーピングを行った結果、将来キャッシュ・フローによって当該資産の簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した賃貸用不動産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（17,864千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能額は正味売却価格により測定しており、不動産鑑定評価基準に基づく不動産鑑定士からの評価額により評価しております。

(3) 1株当たりの当期純利益

11円73銭

5. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,168千円
役員退職慰労引当金	3,183千円
減損損失	7,234千円
その他	376千円
繰延税金資産合計	<u>11,963千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	37,135千円
繰延税金負債合計	<u>37,135千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>25,171千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.5%
(調整)	
交際費等損金不算入	0.5%
住民税均等割額	1.0%
受取配当金等益金不算入	△ 37.4%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>4.8%</u>

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
(当期未処分利益の処分)	
I 当期未処分利益	439,297,152
II 利益処分額	
株主配当金	72,372,530
(1株につき10円)	
役員賞与金	4,210,000
(うち監査役分)	(1,340,000)
	76,582,530
III 次期繰越利益	362,714,622
(その他資本剰余金の処分)	
I その他資本剰余金	400,146,000
II その他資本剰余金次期繰越額	400,146,000

(注) 株主配当金の内訳は、普通配当8円、特別配当2円であります。なお、自己株式1,382,747株を除いて計算しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月24日

株式会社ビーアールホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笠原 壽太郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏博 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ビーアールホールディングス及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

連結計算書類作成の基本となる事項3. (8) 完成工事高の計上基準に記載されているとおり、会社は当営業年度から工事進行基準を採用する長期大型工事を工期1年以上かつ請負金額5億円以上の工事から工期1年以上かつ請負金額1億円以上の工事に変更したが、この変更は最近の受注工事の小型化が顕著で、今後もその傾向が継続すると見込まれることから、工事施工実績を適時に経営成績に反映させることにより期間損益計算のより一層の適正化を図るためのものであり、相当と認める。

また、会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月26日

株式会社ビーアールホールディングス 監査役会

常勤監査役 山 脇 毅 雄 ㊟

監 査 役 山 岡 信 喜 ㊟

監 査 役 青 砥 悟 ㊟

(注) 監査役青砥 悟は、「株式会社の監査等に関する旧商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月24日

株式会社ビーアールホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笠原 壽太郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏博 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ビーアールホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期営業年度における取締役の職務の執行について各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月26日

株式会社ビーアールホールディングス 監査役会

常勤監査役 山 脇 毅 雄 ㊞

監 査 役 山 岡 信 喜 ㊞

監 査 役 青 砥 悟 ㊞

(注) 監査役青砥 悟は、「株式会社の監査等に関する旧商法の特例に関する法律第18条第1項に定める」社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 7,199個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第4期利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類26頁に記載のとおりであります。利益処分につきましては、安定した配当を継続して実施するとともに、グループ全社の経営体質の強化と将来の事業拡大に備えるために必要な内部留保を確保していくことを基本方針といたしております。

当期の株主配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき普通配当8円に、特別配当2円を加え合計10円とさせていただきたいと存じます。

また、役員賞与につきましては、当期の業績ならびに過去の役員賞与支給額、その他諸般の事情を勘案して、取締役2名、監査役1名に対し、421万円（うち監査役分134万円）支給することといたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

(1) 公告の方法について掲載は日本経済新聞としておりましたが、ホームページに掲載し、安価かつ容易に公告を行うことを可能とするものです。

(2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、

単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。

- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (6) 会計監査人のコーポレートガバナンスに果たす役割の重大性を考慮し、会計監査人の損害賠償責任を取締役等の損害賠償責任と同列である旨を、定款に明記するものであります。
- (7) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は株式会社ビーアールホールディングスと称し、英文ではBr. Holdings Corporationと表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他の会社の株式を取得保有し、当該株式の株主としての権利を行使すること。 2. 株式を保有する他の会社に対して、必要な助言・斡旋その他の援助を行うこと。 3. 不動産の賃貸、管理に係わる業務。 4. 土木建築工事の施工、ならびに土木建築構造物の管理・補修に係わる業務。 5. 前各号の業務に付帯する業務。 <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を広島市に置く。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (商号) (同左)</p> <p>第 2 条 (目的) (同左)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (同左)</p> <p><u>第 4 条 (機関)</u> <u>当社は、株主総会および取締役</u> <u>の他、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条（公告の方法） 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条（<u>発行する株式の総数</u>） 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は30,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第6条（自己株式の取得） 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第7条（<u>1単元の株式の数</u>および単元未満株券の不発行） 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</p> <p>第8条（単元未満株式の買増請求） 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その単元未満株式の数と<u>合わせて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すよう当会社に対して請求</u>（以下「買増請求」という）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。</p>	<p>第5条（公告方法） 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p>2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（<u>発行可能株式総数</u>） 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は30,000,000株とする。（削除）</p> <p>第7条（自己株式の取得） 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって<u>市場取引により</u>自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条（<u>株券の発行</u>） <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条（<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当会社は、<u>前条の規定にかかわらず単元株式数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない<u>ことができる。</u></p> <p>第10条（単元未満株式の買増請求） 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数</u>となる数の株式を<u>売渡すことを当会社に請求</u>（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第9条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券喪失登録、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>2. (同左)</p> <p><u>第11条 (単元未満株主の権利制限)</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増し請求の権利</u></p> <p>第12条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条（株式取扱規程） 当会社の株券の種類および株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券喪失登録、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか取締役会<u>の</u>定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条（基準日） 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載、または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の<u>ほか</u>必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎決算期終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第13条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第13条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において</u>定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条（基準日） 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>前項の<u>規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第16条（招集権者および議長） （同左）</p> <p>2. （同左）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし代理人は当会社の議決権ある株主であることを要する。この場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令、または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によって決定する。 2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決定する。</p> <p>第16条 (議事録) 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席取締役がこれに記名押印または電子署名し、保存するものとする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第17条 (取締役の員数) 当会社の取締役は6名以内とする。 第18条 (取締役の選任) 取締役は株主総会において選任する。</p>	<p>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第18条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令、または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によって決定する。 2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条 (取締役の員数) (同左) 第21条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>第20条 (取締役会) 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほかは社長が招集し、その議長に任ずる。ただし社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. (同左)</p> <p><u>第22条 (取締役の解任)</u> 取締役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第23条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>第24条 (取締役会) (同左)</p> <p>2. (同左)</p> <p>3. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第21条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議により会長1名、社長1名、ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を取締役の中から選任することができる。</p> <p>2. <u>社長は当会社を代表する。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議により、社長のほか当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>第23条 (取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号</u>の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p><u>第25条 (取締役会の決議の省略)</u> 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>2. <u>代表取締役等による、取締役会への定期的な業務執行報告に関する、取締役会については省略できない。</u></p> <p>第26条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第27条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によつて会長1名、社長1名、ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を取締役の中から選定することができる。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 削除</p> <p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第25条（監査役の員数） 当社の監査役は<u>4名</u>以内とする。</p> <p>第26条（監査役の選任） 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第27条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>第28条（監査役会） 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第29条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または<u>本定款</u>に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条（監査役の員数） 当社の監査役は<u>5名</u>以内とする。</p> <p>第31条（監査役の選任） 監査役は株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第32条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>第33条（監査役会） （同左）</p> <p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第34条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令または<u>定款</u>に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（常勤監査役） <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第31条（監査役の報酬） 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条</u>第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第35条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第36条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第37条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条</u>第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の行為に関する</u>監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条（会計監査人の選任） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第39条（会計監査人の任期） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第40条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条 (営業年度および決算期) 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第34条 (利益配当金) <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載、または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>第35条 (中間配当金) 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載、または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第36条 (配当金の除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p><u>第41条 (会計監査人の責任免除)</u> 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第43条 (期末配当金) <u>当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>第44条 (中間配当金) 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載、または記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第45条 (配当金の除斥期間) <u>金銭による剰余金の配当(中間剰余金の配当含む)が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山脇毅雄氏および監査役山岡信喜氏の2名は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数
1	谷 浦 正 剛 (昭和23年3月14日生)	昭和45年4月 極東工業(株)入社 平成12年4月 同社広島支店品質安全管理室長 平成15年4月 同社広島支店管理部長 平成16年4月 同社広島支店支店長補佐(現在に至る)	8,480株
2	小 田 清 和 (昭和31年10月20日生)	昭和58年4月 広島弁護士会弁護士登録 昭和58年4月 城北法律会計事務所入所(現在に至る)	一株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小田清和氏は、社外監査役の候補者であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数
1	原 田 洌 (昭和16年10月23日生)	平成12年4月 極東工業(株)入社 平成12年6月 同社取締役営業本部長(現在に至る)	6,000株
2	蟬 川 公 司 (昭和46年2月7日生)	平成9年10月 中央監査法人(現中央青山監査法人)入所 平成14年1月 中央青山監査法人退職 平成14年6月 公認会計士独立開業(現在に至る)	一株

(注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 蟬川公司氏は、社外監査役の要件を満たしております。

以上